

日本古代の水害対策

— 宮繕令近大水条を中心に —

窪田 藍

専修大学大学院文学研究科博士後期課程修了

はじめに

六国史には災異記事が多く記載され、一二〇〇件を超えている。これは、『日本三代実録』序に「今之所撰：祥瑞天之所祚^レ於人主^一、災異天之所誡^レ於人主。理燭^二方策^一、撮而悉載^レ之。」とあるように、祥瑞災異はことごとく記録する方針であったためであると考えられる。この、祥瑞を「天の人主に祚^レする所」とし、災異を「天の人主を誡^レむる所」とする考えは、祥瑞災異思想による。中国において、皇帝は真の統治者たる天帝（＝天）に地上の統治を委任され、天帝の命令、すなわち天命をうけた天子として地上に君臨している。天と天子は徳によって結ばれており、天子に徳がなければ、天は他の者に天命をくだし、天命を受けた者が新たな天子（＝皇帝）となる、というのがいわゆる天命思想である。この天命思想に基づいて、天子が徳を以て統治し、天命にかなえば、天は祥瑞を発生させ、逆に天子の失政、不徳があれば、災異を発生させ譴告する、という考えが祥瑞災異思想である。早川

庄八氏は、天命思想を基礎として形づくられる政治体制は、専制君主制であり、律令法は、専制君主制を維持し、これを体制化するための法であったとされ、日本はこの律令制を継受したのだから、日本の律令体制下のもので天命思想が生き続けていた、と指摘された^①。日本への祥瑞災異思想の国家による政治理念としての採用は、史料的には天武朝に求められ、祥瑞災異思想の本格的受容は律令制の導入と平行するかたちで行われたとされる^③。松本卓哉氏は、律令条文等の検討から、律令国家において災異は究極的には天皇が引責し、国家がその対応を一元的に管理することによって、逆説的に天下における天皇の支配を証明するものであった、と指摘されている^④。したがって、律令国家にとって災異に対していかに対応するかは重要であり、災異全般に対する最も多い対応策として、賑恤・賑給が挙げられるが、これについては以前検討した^⑤。しかし、災異は多種多様であり、特に「人物に害あるもの」とされた「災」^⑥災害に関しては被害状況に合った対応が必要である。そこで本稿では災害の具体的事例として水害、特に河川の氾濫やそれに伴う堤防決壊への対応について検討したい。

河川の氾濫とその対応に関する初見は、『日本書紀』仁徳十一年条の、茨田堤造管記事である。河の流れが遅く、長雨が続きと海の水が逆流して、道路や田宅を損なうのを防ぐため、いわゆる難波堀江とともに、茨田堤が築かれた^⑦、というものである。仁徳は儒教的聖帝として認識され、その実績が必要以上に強調されているので、これをただちに史実と見なすことはできない^⑧。しかし、逆に言えば仁徳紀にこのような伝承が描かれたところに、『日本書紀』編纂時期には、茨田堤が築かれた淀川流域の水害に対する対策が、支配者たる律令国家の重要な施策である、と認識されていたと考えられる。このことを象徴するように、職員令12民部省条^⑩にみえる民部卿の職掌に、渠池・山川敷沢のことがみえる。渠は川の意味であり、河川は中央によって掌るものであるというのが基本理念であった。六国史には、河川氾濫の記事が前掲初見史料以後多く見られ、その対応も、さまざまである。例えば、賑恤・賑

給⁽¹²⁾や免⁽¹³⁾税、納税猶⁽¹⁴⁾予、借貸⁽¹⁵⁾などが多く見られる。ただしこれらの対応は、河川の氾濫や、それにとまなう洪水に對してのみ行われたものではない。河川氾濫に特化した対応は、前述の『日本書紀』仁徳十一年条のような、堤防の造営や堤防修築、河道改変工事があげられる。特に堤防修築については、令に規定があるので、最初にこれを検討し、次に個別の事例について述べたい。

1. 堤防修築関連条文の検討とその実例

(1) 營繕令近大水条の検討

上述したように、職員令12民部省条によって河川は民部省の管轄下、つまり中央が掌るものであるというのが基本理念であった。堤防修築に関して規定した、營繕令16近大水条には、

凡⁽¹⁾近⁽²⁾大⁽³⁾水。有⁽⁴⁾堤防⁽⁵⁾之⁽⁶⁾处。国郡司。以⁽⁷⁾時⁽⁸⁾檢⁽⁹⁾行。若⁽¹⁰⁾須⁽¹¹⁾修⁽¹²⁾理。每⁽¹³⁾秋⁽¹⁴⁾収⁽¹⁵⁾訖。量⁽¹⁶⁾功⁽¹⁷⁾多⁽¹⁸⁾少。自⁽¹⁹⁾近⁽²⁰⁾及⁽²¹⁾遠。差⁽²²⁾人⁽²³⁾夫⁽²⁴⁾修理。若⁽²⁵⁾暴⁽²⁶⁾水⁽²⁷⁾汎⁽²⁸⁾溢。毀⁽²⁹⁾壞⁽³⁰⁾堤⁽³¹⁾防。交⁽³²⁾為⁽³³⁾人⁽³⁴⁾患⁽³⁵⁾者。先⁽³⁶⁾即⁽³⁷⁾修⁽³⁸⁾營。不⁽³⁹⁾拘⁽⁴⁰⁾時⁽⁴¹⁾限。應⁽⁴²⁾役⁽⁴³⁾五⁽⁴⁴⁾百⁽⁴⁵⁾人⁽⁴⁶⁾以上⁽⁴⁷⁾者。且⁽⁴⁸⁾役⁽⁴⁹⁾且⁽⁵⁰⁾申。若⁽⁵¹⁾要⁽⁵²⁾急⁽⁵³⁾者。軍⁽⁵⁴⁾団⁽⁵⁵⁾兵⁽⁵⁶⁾士⁽⁵⁷⁾亦⁽⁵⁸⁾得⁽⁵⁹⁾通⁽⁶⁰⁾役。所⁽⁶¹⁾役⁽⁶²⁾不⁽⁶³⁾得⁽⁶⁴⁾過⁽⁶⁵⁾五⁽⁶⁶⁾日。

とある。近大水条の「大水」は、『令義解』に「大水者。江河及海也。」「令集解」所引の令积・古記に「大江大海是。」とあり、江河（大きな川）及び海のことである。したがって、大河や海に築かれた堤防は、実際には国郡司に管理責任があったことがわかる。また、堤防修理に関しては、二つのケースが想定されていたことに注目したい。すなわち、傍線①の通常の修理と、②の緊急を要する修理である。①のケースでは、「毎秋収訖」つまり農閑期に修理を行う規定である。一方②では「拘時限」ず、ただちに修營を行うこととなっていた。

ただ、「量^二功多少^一。自^レ近及^レ遠。差^二人夫^一修理。(以下 a)」が①のみにかかるのか、②も含むのか、という点と、「応^レ役^三五百人以上者。且^レ役且^レ申。(若^レ要急者。軍団兵士亦^レ得^二通役^一)。所^レ役不^レ得^レ過^三五日。(以下 β)」が②のみにかかるのか、①も含むのか、という二点が疑問になる。以下これらの点について考察する。

a は、①の農閑期に行われる通常の修理についての文言の直後に記載されている。亀田隆之氏は、②の緊急を要する際に修営にあたる人夫差発に關しては条文に明記されていないが、①と同様に「自^レ近及^レ遠」の文がかかる¹⁷⁾と指摘されている。令の本註に「若^レ要急者。軍団兵士亦^レ得^二通役^一。」とあることから、②場合も「自^レ近及^レ遠」の原則で人夫が差発され、特に急ぐ必要がある場合のみ、軍団兵士も役することができると解釈できる。したがって、亀田氏の指摘どおり、 a は①②両方にかかるものと考えられる。

一方、 β であるが、この文は、②の緊急のケースの直後に記載されている。では、 β の文も a と同様に①の通常の修理時に適用されるのか。それは否であると考えられる。なぜならば、「且^レ役且^レ申。」という文言は、役する、つまり、修理を開始すると同時に申請する意であると解釈できる。このように解釈すると、②の「先即修営。不^レ拘^二時限^一。」とは対応するのであるが、①のように秋の収穫後まで待つて修築が行われるケースとは齟齬が生じるのではないか。ところで、「且^レ且^レ」の語は、公式令69奉詔勅答条にも見られる。これは、詔勅及び裁可を経た太政官奏で、施行の段階に不都合が生じた場合の処置を規定した条文である。この条文に「若^レ軍機要速。不^レ可^二停廢^一者。且^レ行且^レ奏。」とあり、明らかに「軍機要速」で施行を中止できない場合のみ「且^レ行」い、「且^レ奏」すことが定められている。したがってこの令条では、通常時は、施行手続きを中止して、まず奏上する「先奏後行」が原則だったようである。このことを前提に近大水条をみると、通常の場合は、まず申請し、その後に修築を行う「先申後役」が原則であったと想定できる。この想定を裏付けるのが、宝龜四年(七七三)二月三十日太政官符(『寧樂

遺文』上、三三七頁、返り点は筆者による）である。

太政官符左京職

応修^一理佐保川堤六処^一

築堤二処

堀四処

応役単功三百七十六人

使左衛士員外佐五位上武藏宿祢不破麻呂 從三人

主税助外從五位下日置造道形 從三人

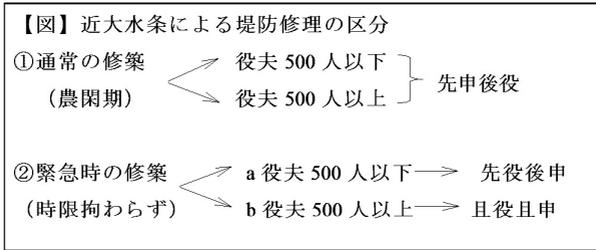
左京大進正六位上尾張連豊人 從二人

以前、被^二内臣正三位藤原朝臣宣^一備、修^一理川堤差^二件人等^一充^レ使發遣者。職宜承知早速修造。其役夫食料、用^二被職粉^一。人別粉四升、塩二夕、海藻二両、糟三合。亦使依^レ例^二供給^一。但五位已上出^二役夫^一食者、各令^二其家^一充、符到奉行、

從五位下守左少辨小野朝臣石根 左大史正六位上会賀臣真綱

宝龜四年二月卅日

この史料は、佐保川堤の修理に際して、役夫の食料を左京職に出させる旨と、派遣した武藏不破麻呂らを供給することを命じた太政官符である。本官符で注目したいのは、修理の行われた時期と役夫の人数である。



まず修理の時期であるが、本官符が出されたのは、二月三十日であり、これは、近大水条の「毎三秋収訖¹⁸」、すなわち、収穫の後の閑月にあたるといえる。閑月は、『令集解』賦役令雇役丁条私案に「自十月一日。至来年二月卅日上役。是為閑月也。自三月以後為要月為役。」とあり、閑月を十月～二月、要月を三月～九月としている。一方、古記は「要月。謂依雜令。四五六七八九月。以外為閑月也」とし、大宝雜令に要月・閑月の規定があり、要月を四月～九月、閑月を十月～三月と定めていたとする。しかし、養老雜令には要月・閑月の規定は無く、養老令では削除されたと考えられる¹⁹。削除の理由は明らかではないが、近大水条の「毎三秋収訖」の額説に、「可レ准²⁰當土早晚」とあるように、地域によって、稲の生育時期が違ったため、大宝令のように一律で要月・閑月を規定することに無理が生じたとも推測できるのではないかと考えられる。両方で閑月の終わりに一ヶ月のずれがあるが、いずれにしても緊急を要しない通常の修理は、地域によって九月半ば、もしくは十月～翌年二月ないし三月までに行う決まりであったのであろう。

さて、宝龜四年の太政官符に話を戻すと、本官符が出されたのは二月三十日であり、実際にはそれ以前に内臣藤原良繼により佐保川堤修築が命じられ、閑月にあたっている²⁰。したがって、本官符によって行われた佐保川の修築に緊急性はなく、通常の修築に該当したと見るべきである²¹。

次に役夫の人数であるが、「単功三百七十六人」と書かれており、この時の佐保川堤の修築に動員された役夫は延べ三七六人であった。したがって、役した人数は五〇〇人

以下であった⁽²²⁾。それにも関わらず、修築が行われる前に官符が出されたということは、「応_レ役_三五百人以上_二者。且役且申。」とは矛盾が生じる。なぜならばこの官符は、藤原良継の命令（「先申」）が太政官に伝えられ、太政官が左京職に下達したものである。この場合はたまたま藤原良継が佐保川修築のことを太政官に伝えたため、命令（宣）の形となったが、これが例えば国司の場合、解として申請の形となるのではないか。

したがって、通常の修築は、たとえ役夫が五〇〇人以下であっても、申請・許可（「先申後役」）が必要であり、βは②の緊急時にのみ適用されたと考えられる。この前提のもと、「応_レ役_三五百人以上_二者。且役且申。」を改めて考えると、五〇〇人以上というのは、緊急時の修築で五〇〇人以上という意味となり、明記されていないが、緊急時で五〇〇人以下の場合はまず修理をして、修築後に官に申上（「先役後申」）する規定であったと考えられる。このことは、軍防令53城隍条に、「其崩類過多。交闕_三守固_二者。随即修理。役訟。具録申_三太政官_二。」とあることからも裏付けられる。以上のことをまとめると、図のようになる。

（2）史料に見える通常の修築と緊急の修築

八世紀から九世紀に見える堤防決壊及び修築の史料を一覧にしたのが、別表である。表の「通常・緊急別」の項は、前節で示した図に対応しており、農閑期に行われたと考えられる修築を①、時限に関わらず緊急に行われたと考えられる修築を②として分類したものである。例えば、①の実例としては、表No.8の史料があげられる。これによると七月十四日の大雨により堤防が決壊し、駿河国が修築にかかる人夫数を申請した上で（「先申」）、十一月の農閑期を待って修築が行われた（「後役」）と考えられる。また、表No.10の史料は、後掲する緊急時の堤防修築史料と類似するので、一見すると緊急の堤防修築のようであるが、関連史料を見ると実際に洪水が起こったのは九月の

14	仁明 嘉祥1 (818).08.05	辛卯。洪水浩々。人畜流損。河陽橋斷絕。借殘六間。宇治橋傾損。茨田堤往々斷絶。故老領曰。倍于大同元年水。可四五尺。	宇治橋 (宇治川) 茨田堤 (淀川)	①	(同月) 甲午 (8日)。遣使歸津河内兩國。巡檢於被災者。問使近倉庫。賑給之。 (同年9月) 乙亥 (19日)。…是日。遣左中弁洪水被害の事前調査が行われた上で、堤防修築が行われたことから、「先申候後」であると判断した。 嘉祥二年 (819) 春正月丙辰朔。藤原朝臣。綠去年天下有洪水害。秋稼不登也。天皇御紫宸殿。宴侍從已上。賜御飯。 御官四人。主典四人等。令築茨田堤。	8月1日・4日にも降雨記事あり。洪水被害の事前調査が行われた上で、堤防修築が行われたことから、「先申候後」であると判断した。
15	文徳 天安1 (857).05.29	文吏五月乙丑晦。淫雨未霽。洪水汎濫。道橋流絶。河堤斷決。		無	(同月) 五日乙卯。…散位外從五位下若湯坐良仁高爲安房守。從五位上守右中弁藤原朝臣良近爲桑河内國築使長官。散位從五位下橋朝臣時成。從五位下賀茂朝臣家雄並爲次官。判官四人。主典三人。 (同月) 廿日庚午。遣大僧都法照和上位惠達從僧師登滿位僧正員。將尊師樂師寺別當僧釋大法師位常亮。西寺權別當傳燈法師位道隆。元興寺僧傳燈法師位玄宗等於河内國。勞視築堤。	
16	清和 貞觀12 (870).07.02	秋七月辛亥朔。二日壬子。以從五位上行少納言兼侍從和氣朝臣春龍。爲檢河内國水害堤使。判官一人。主典二人。	河内	—	(同月) 廿二日壬申。是日。遣朝使桑河内國堤。恣成功未重置有水害也。由是率幣大和國三藏神。大和神。廣瀬神。龍田神。折無雨。以河内水源出自大和國也。	参考：この付近に洪水記事はみえず。ただし、参考史料の7月22日条によれば、水害の恐れがあること指摘している。
17	貞觀13 (871).*08.14	十四日丁巳。勅。夫積土築堤。尤爲難也。堤絶河決。其害難防。而今有聞。細民之愚昧於遠慮。或公請空瀆之明驗。或私逐濬利之膏腴。罔察田墾。穿其隙漚。當謂之漸。遂及崩崖河。灌郊之地者。京邑及諸國輸貢之徒。古來所獲故也。而求利之。占爲田園。遂令萬百姓專失牧收之便。寧恣一家之所利。永忘萬民之爲愁。宜禁止鴨川堤邊除公田之外諸所耕營木陸田。縱雖公田可成堤害者。莫令耕作。犯者罪之。	鴨川	—	参考：太字部分、堤防の役割を記す。	
18	貞觀17 (875).02.09	九日癸亥。以正五位下守右中弁・行丹波權守藤原朝臣三夏爲桑河内國堤使長官(云々)。(下略)	河内	—	参考：この付近に洪水記事はみえず。	

【凡例】年月日の「*」は同月をあらわす。緊急・通常別は、①通常の修築「無」堤防が決壊したにもかかわらず修築記事なし、「一」堤使「任命・派遣記事など」【出典略称】『続日本後紀』：『続日本後紀』；『後紀』：『後紀』；『日本後紀』：『日本後紀』；『文吏』：『日本三代實録』；『文吏』：『日本三代實録』；『類史』：『新纂遺文』；『事遺』

【別表】

No	天皇	年月日	出典	記事	場所	緊急・通常別	関連記事	備考
1	孝謙	天平勝宝2 (750).05.24	續紀	辛亥。震中山寺。塔并步廊尽燬。京中驟雨。水潦汎溢。役人堤。茨田等堤往決壊。	役人堤 茨田堤	無		役人堤：旧東條川と平野川の合流地点。河内・摂津四境
2		天平宝字5 (761).07.19	續紀	辛丑。越江国荒玉河堤決三百余丈。役单功卅万三千七百余人。充懼修築。	荒玉河	②		
3	淳仁	天平宝字6 (762).04.08	續紀	丁巳。河内国狭山池堤決。以单功八万三千人修造。	狭山池堤	②		
4		天平宝字6 (762).06.21	續紀	戊辰。河内国長瀬堤決。発单功二万二千二百余人修造焉。	長瀬川	②		長瀬川：旧大和川の支流。淡川郡・若江郡界
5	宝	龜1 (770).07.22	續紀	壬午。修志紀。淡川。茨田等堤。单功三万余人。	志紀堤 茨田堤 淡川堤	②		
6	光仁	龜3 (772).08	續紀	八月。是月。自朔日雨。加以大風。河内国茨田堤六处。淡川堤十一处。志紀郡五处並決。	志紀堤 茨田堤 淡川堤	無		志紀：河内国志紀郡。志紀の堤は旧大和川(平野川・長瀬川)の堤か。 淡川：河内国淡川郡。淡川の堤は、旧大和川(長瀬川)の堤か。
7	宝	龜4 (773).02.30	歌選	記事は本稿の宝龜四年二月三十日太政官符を参照	佐保川堤	①		
8	宝	龜10 (779).11.15	續紀	辛巳。畿河内言。以去七月十四日。大雨流溢。決二郡堤防。壞百姓屋舍。又口田流所。其数居多。応役单功六万三千二百余人者。給懼修築之。	安倍川 or 富士川	①		二郡：安倍川であれば、安倍・有戸郡。富士川であれば、蘆原・富士郡か。
9	延	曆3 (784).*09.10	續紀	閏九月戊申。河内国茨田郡堤。決一十五处。单功六万四千余人。給懼築之。	茨田堤 (淀川)	②カ		
10	桓武	延 曆4 (785).10.27	續紀	己丑。河内国破堤堤防。单功卅万七千余人。給懼修築之。	河内	①		(9月)壬寅(10日)。河内国言。洪水汎溢。百姓漂溺或乘船。或破堤上。糧食絶乏。賑告良深。於是。遣使鑿壑。兼加縣給焉。
11	延 曆7 (788).03.16	續紀	甲子。中宮大友大臣四位上兼民部大輔摂津大夫和氣朝臣清麻呂言。河内摂津河内之郡。堀川築堤。自京東南。薄河内川西通於堀。然即连接益広。可以舉脚矣。於是。使遣清麻呂勾当其事。応須单功卅三万余人給懼從事矣。	河内 摂津	①			参考：河川決壊による堤修築ではない。
12	平城 大	同1 (806).09.04	後紀	九月癸巳。勅。水之浸損。稍微爲害。屬于小決。功在一日。而无入監修。致此多壞。宜衛門衛士府草當左右京堤津。勤加修補。	左右京	②		
13	天	長9 (832).08.20	紀略	己卯。大雨。攝津國洪水汎溢。堤防決壊。	摂津	無		(同年)九月丙申(7日)。縣給攝津國遇洪水百艘。(『紀略』) (同年)壬辰(6日)。遣左大臣。檢非違使。及看管近衛等。還察京中被災守者。兼復遣左衛門佐從五位下紀朝臣道茂。兼米鹽賑恤之。

ことであり、この時はその対策として賑給が行われた。そして農閑期を待つて堤防修築がなされたのである。

一方、洪水などにより堤防が決壊し、即座に修築が行われたと考えられる②の実例として表No 2の史料を見たい。これによれば、遠江国の荒玉河の堤が三〇〇余丈（約900m）にわたって決壊し、延べ三〇万三七〇〇余人を徴発して修理に当たらせたことがみえるが、時期は七月であり、前節で述べたように、農繁期にあたる。荒玉河は、「鹿玉河」とも見え、⁽²³⁾天竜川の古名である。現在と比べかなり西寄りを流れており、その流路は現在浜松市を流れる馬込川にあたるという。⁽²⁴⁾この荒玉河はたびたび氾濫を起こしており、靈龜元年（七一五）五月には、地震により山が崩れ、荒玉河がふさがれた結果、川が決壊して敷智・長下・石田三郡の民家一七〇軒あまりが水没し、水田も損なつたという。⁽²⁵⁾この時の対応策は不明であるが、神龜三年、同じ遠江で水害が起こり、五郡が被害を受けた際は、三年の賑貸が行われている。⁽²⁶⁾この五郡については具体的地名の明記はないが、上記三郡に鹿玉郡・長上郡を加えたもので、この水害も荒玉河の氾濫によるとの見方がある。⁽²⁷⁾このほか、天平宝字六年にも相次いで狭山池の堤と長瀬川の堤が決壊し、いずれも農繁期にあたる四月と六月に修築が行われている（表No 3・4）が、これらも、場所は違えども、荒玉河の事例とほぼ同様の記述である。

残された資料のほとんどが正史であるという性質上、通常の事項は記載されない場合が多いが、それでもこの表から一定の傾向がうかがえる。その傾向とは、第一に、河川氾濫への具体的対応として、堤防修築が見られるのは、ほぼ八世紀後半から九世紀初期に限定され、九世紀半ば以降になると、京・畿内に集中し、洪水や堤防決壊が起こつたことを記すのみになる。第二に、その中でも緊急の修築は八世紀後半、特に天平宝字年間に集中していることである。この点については後述する。

本章では、堤防修築について、令の検討からはじめ、实例もいくつか掲げた。ただ、堤防修築のみでは、根本的

な解決にならないとして、河道自体を変更する工事や河道開削工事などが行われている例があり、かなり具体的に記されている。したがって、次章ではこの点について検討する。

2. 河川修築の具体例

(1) 毛野川の河道変更工事

最初に毛野川の例を見ていきたい。毛野川とは、現在の鬼怒川であり、二〇一五年九月に堤防が決壊し、甚大な被害が生じたことは記憶に新しい。下記の史料からも分かるように、鬼怒川はたびたび洪水を起こしており、洪水に対する対応が求められ、ついには河道変更工事が行われることとなった。

『続日本紀』神護景雲二年（七六八）八月庚申（十九日）条（抄出）

(C) 〔下総國言。〕^(A)天平寶字二年。本道問民苦使正六位下藤原朝臣淨弁等具注下應掘_下掘_下防毛野川_下之状上_上申_上官。聽許已訖。^(B)其後已經_二七年_一。得_二常陸國移_一曰。『今被_二官符_一。方欲_レ掘川。尋_二其水道_一。當_レ決_二神社_一。加以。百姓宅所_レ損不_レ少。是以。具_レ状申_レ官。宜_レ莫_レ掘者。』^(C)此頻年洪水。損決日益。若不_二早掘防_一。恐渠川崩埋。一郡口分二千餘田。長爲_二荒廢_一。^(C)於是。仰_二兩國掘_一。自_二下総國結城郡少塩郷少嶋村_一。⁽²⁸⁾達_二于常陸國新治郡川田郷受津村_一二千餘丈。其兩國郡塚。亦以_二舊川_一爲_レ定。不_レ得_二隨_レ水移改_一。

この記事は、(A)天平寶字二年の問民苦使派遣・(B)その七年後（天平神護元年・七六五）の常陸国移・(C)神護景雲二

年の下総国奏問と(C)それに対する中央からの決定事項という三つの時間軸をもって構成されていることが見てとれる。(A)については『続日本紀』天平宝字二年(七五八)正月戊寅(五日)条に派遣記事が見られる。この時、毛野川のある常陸国・下総国両国が所属する東海道の問民苦使に任命されたのは、藤原浄弁である。浄弁は、両道の百姓の訴えを奏上し、老丁・耆老の年齢を一歳引き下げる提言をしており、これが採用された。⁽²⁹⁾ 浄弁の問民苦使としてのもう一つの功績が、今取り上げている毛野川の河道変更工事である。上掲の史料にしたがって、工事の流れをまとめると以下のとおりである。

天平宝字二年(七五八)一月、問民苦使として、藤原浄弁らを東山・東海道諸国に派遣。この時、下総国から毛野川改掘の要請があった。これを受け、浄弁ら、太政官に毛野川改掘工事のことを申請し、許可が下りる(A)。しかし、工事未着工のまま七年が経過する。

天平神護元年(七六五)、下総国から工事未着工である由を常陸国に問い合わせるとともに、太政官にこのことを訴える。このことにより、太政官から常陸国に工事未着工の問い合わせがあったと推測される。⁽³⁰⁾ このようなりとりの末、常陸国から下総国へ移が出される。これによれば、改掘予定地には神社や百姓の宅地がありこれらを損うとの理由から、工事中止の旨を太政官に言上し、許可が下りたのだということであった。(B)

神護景雲二年(七六八)八月、下総国、近年の洪水多発により、早く工事を行わなければ渠川崩埋し、一郡の口分田が荒廃する可能性がある」と太政官に訴える。(C)これにより、下総国結城郡少塩郷少嶋村より常陸国新治郡川田郷受津村に至る一千余丈(約3km)の開削を下総・常陸両国に命じた。ただし、両国の郡界は旧河道に従うこととした。(C)

毛野川の河道変更工事に関する先行研究はいくつかあるが、その論点は新旧河道の比定に多く割かれている。旧

河道については、現在の結城市山王・水海道³²、八千代町佐野・瀬戸井、下妻市桐ヶ瀬にいたる帯状の低湿地帯に河道の痕跡が見え、これが旧河道として見解が一致している。しかし、新河道開削の始点と終点である、少嶋村と受津村が所属する少塩郷・川田郷は『倭名類聚抄』には見いだせない。この内、川田郷について、写本によっては「川曲郷」と記している³³。『和名類聚抄』に「巡廻」郷が見え、これは、茨城県石岡市鹿の子遺跡出土の漆紙文書に記載される「川曲郷」と同一であり、受津村は現在の下妻市桐ヶ瀬付近であるとの見解で各説一致している。一方、少塩郷については、諸説ある。すなわち『和名類聚抄』高山寺本に「小涌」、東急本に「小埞」の郷名がみえ、少塩郷はこれと同一とし、その中心地を現在の八千代町塩本に比定し、少嶋村を結城市南部の山王・芳賀野・水海道・浜野辺付近か、とする説³⁴、少塩郷を鬼怒川に沿った結城郡の東南地域とするのを妥当とし、新河道は現八千代町大渡戸付近に求める説³⁵がある。本稿でこの問題を検討することは本題とは外れるので、以上のような諸説があるということ、どちらの説にしても、新河道は旧河道を常陸国側へ移動させたものであるということを確認するのみとしたい。

毛野川河道変更工事の意義であるが、この点については政治的な観点から、亀田氏が詳細に検討されているので、亀田氏の論に導かれながら詳述する³⁶。まず、この工事を中央に申請した藤原浄弁は、時の権力者藤原仲麻呂の子息である。また、浄弁に工事の事を要請したのは下総国守であることが読み取れる。この時の下総守は、問民苦使派遣の前年に任命された巨勢境麻呂と考えられ³⁷、この時境麻呂は紫微少弼であり、浄弁同様、仲麻呂に重用された人物であったと推測される。こうした背景に加え、河川が二国間の国境にある場合には、両国の行政的利害が生じることとなる。こうした事態に対して事を自国に有利に運ぶことが国司としての有能さをものがることになり、考課にも影響を与えることとなる。このような背景から境麻呂は浄弁に上申したと考えられる。

以上のように、申請者が両者ともに仲麻呂に近い関係だったのにも関わらず、なぜ工事が滞ったのか。亀田氏はこの原因について二点指摘されている。一つは、巨勢境麻呂の下総守退任である。境麻呂は、工事の申請された三年後の天平宝字五年（八六一）四月に薨じているが、薨伝によればその前、おそらくは下総守になってまもなく、病を得て解任されている。このような状況から、毛野川河道変更工事を積極的に推進しえなかったのだという。二つめは、天平宝字二年、常陸守に佐伯毛人が就任した⁽³⁸⁾ことである。佐伯毛人もまた、仲麻呂与党であった⁽³⁹⁾。上述したように、毛野川の河道変更工事は、旧河道を常陸国側に移動させるものであり、工事の多くは常陸国の領地で行われることから、常陸国に負担が大きかった。また、関幸彦氏によれば、毛野川の氾濫で多く被害を被ったのは下総国岡田郡であったと指摘されている⁽⁴⁰⁾。常陸国にそれほど被害がないのにも関わらず、負担が大きかったのを常陸国側が容認しなかったこと、また常陸守が仲麻呂与党であったことも中央にとって工事推進を奨励しにくくなったというのである。

神護景雲二年にいたって工事が行われた理由についても、主な契機に新たな国司任官を指摘されている。すなわち、天平神護元年（七六五）〜神護景雲元年（七六七）に藤原是公が下総守⁽⁴¹⁾に、天平神護二年、介に大野真人が任じられていることである。藤原是公・大野真人はともに道鏡政権下では信頼の厚い人物であり、そうした人物の下総国司就任によって、毛野川河道変更工事は再開されたのだ、としている。

毛野川河道変更工事の意義を亀田氏の論を中心としてまとめると以上である。河道変更工事の実施・中止等の転換点が国司任官と見事に一致していることが見て取れる。これは、上述したように、考課に影響を与えることが考えられる。すなわち、考課令54国郡司条によって、戸口と熟田の増減に応じて、通常の評定の考課をさらに昇降するように定められていたのである。このことは、上掲史料で「一郡口分二千餘田。長爲⁽⁴²⁾荒廢。」と下総国が訴えて

いるところにも端的に現れている。その一方で、「其兩國郡界。亦以舊川爲定。不得隨水移改。」という中央の裁定は、地方では解消できない問題については積極的に解決しようという律令国家の意志の現れではなからうか。

（2）鵜沼川・広野河の改修工事

次に鵜沼川・広野河の事例について検討する。鵜沼川・広野河は現在の木曾川の一部を指す川であり、どちらも尾張国と美濃国の国境をなすことから、ほぼ同様の流域を指すものと考えられる。木曾川は、しばしば氾濫を起し、八世紀〜九世紀の激しい水害もこの主流路付近で起きていることが、史料にも現れている。その最初の例は、天平六年（七三四）の尾張国正税帳で、郡は不明であるが「修理堤防」の記載があり、堤防修理費が正税より支出されたことがわかる。この堤防が木曾川の堤防であろうことは多く指摘されているが、この堤防修理が、第一章で述べた通常の修築なのか、緊急の修築なのかは、当該部分の前部が欠損しているので定かではなく、先行研究でもこの点に踏み込んで言及しているものはほとんどない⁽⁴⁴⁾。ただ、『続日本紀』天平六年（七四三）四月戊戌（七日）条に注目すると、堤防決壊による修築であったことが推測できる。すなわち、この日に大地震が起り、「山崩川壅」状態であったという。この地震は相当大きいものであったらしく、天平六年出雲計会帳にも「地震状」がみえ、何らかの措置が講じられ⁽⁴⁵⁾、その命令が出雲まで伝達されたことがわかる。この大地震により、木曾川の堤防が崩れ、川が壅がれたため、堤防修理が必要となったのではなからうか。

次の例は、神護景雲三年（七六九）である。八月に尾張国海部・中嶋二郡が大水にみまわれ⁽⁴⁶⁾、翌九月には「今年大水」によって鵜沼川の河道が塞がれ、尾張国葉栗・中島・海部三郡の百姓の田宅に被害があったことがうかがえ

る。「今年大水」とは、言うまでもなく八月の大水のことである。『続日本紀』神護景雲三年九月壬申（八日）条によれば、前述した八月の大水により、鵜沼川の河道が没し、葉栗・中島・海部三郡の百姓の田宅が侵損した。このままいけば、下流にある国府や国分二寺を漂損する恐れもあったため、尾張国が中央の「解工使」の派遣による河道復旧工事を申請して、これが許可されたというものである。「解工使」とは、土木工事指導のため中央政府から派遣される技術者を指し、養老五年（七二二）正月に、技能に優れた者を褒賞したなかに、「解工」として五名の名をみることができ⁽⁴⁸⁾る。また、ここでは、八月に洪水がおこり、その対応が九月上旬に行われていることから、緊急の河道復旧工事が行われたことに注目しておきたい。

以上が八世紀の例であるが、九世紀においても、承和四年（八三七）、斉衡元年（八五四）⁽⁴⁹⁾に「河流漲溢」により、「尾張国課口三分之二」に対して免税が行われた例が見られる。この様に何度も氾濫を繰り返す木曾川に対して、貞観七年（八六五）、尾張国が広野河の河口が塞がって水害に見舞われていることを理由として、広野河河口の掘り開くことを請い、許可されている⁽⁵⁰⁾。ところが、尾張側による工事が美濃国側に洪水の危険性を高めることとなり、いわゆる「広野河事件」が起こる。この事件は『日本三代実録』に詳細に記されているので、以下経過を追っていく。

『日本三代実録』貞観八年（八六六）七月九日条によれば、これより先、美濃国各務郡大領各務吉雄・厚見郡大領各務吉宗らが歩騎の兵七〇〇余人を率いて尾張側の工事現場を急襲し、尾張側に死傷者が出たという尾張国の報告に対し、七月九日に官符を下し、早く掘開を進めるべきこと、吉雄らを禁固するとともに、死傷者の人数と実情の報告を命じる。ところが、同月二十日には掘開停止が命じられ⁽⁵¹⁾、同月二十六日条によると、これより先（二十日以前か）、尾張国から、再び各務吉雄らが数百人の人夫を動員し、工事の妨害に現れたこと、これにより掘開工事

を停止して中央の裁下を待つことが上申される。七月二十日の開削停止は尾張国の申請を許可するものであろう。そして七月二十六日に至って、美濃国司に吉雄らの罪を推糾すべきことを命じている。以上が広野河事件の経過であるが、この後広野河の開削工事が再開されたのか、吉雄らが処分されたのかは不明である。同年閏三月に発生した応天門炎上事件が、この直後の八月に意外な方向に展開したため、結局うやむやのまま消えてしまった形跡が濃いとの指摘もある。⁵²⁾

広野河事件は律令体制や国家権力の衰退・変質をものがたる象徴的な事件としてしばしば取り上げられる。⁵³⁾つまり、現地の地方豪族である、郡司・各務氏の法を無視した武力行為を、その上官たる国司は中央に申請して裁下を待つのみであったし、中央にしても、事件を起こした当事者である郡司を処罰できず、工事も進められなかった可能性が高いからである。そもそも律令国家の権力が地方にまで浸透していれば、このような行為をおこし得たはずはないということである。

本節では、同流域である鵜沼川・広野河の改修工事について、八世紀・九世紀それぞれの対応について述べた。両者を比較すると、八世紀は、大水に伴う洪水に対して、国が即座に対応しており、前章で検討した宮繕令近大水条に規定された国司の責務を果たそうとしていることがうかがえる。また、地方だけでは対応できない場合は、中央に助力を求め、中央もそれに積極的に応じている様子は、まさに毛野川の例と共通している。しかし九世紀半ばになると、太政官処分という中央の裁定で行われた工事が郡司によって中断させられ、その後、国司はもとより中央までも有効な解決が行えない状況となる。このように、同地域の同様な事例でも、八世紀と九世紀では全く対応が異なるのである。

おわりに

本稿では、最初に洪水やそれに伴う河川の氾濫に対する律令国家の対応を概観した。その結果、免税や借貸等様々な措置が見られたが、それは洪水に対してのみ行われたものではなかった。そこで、河川氾濫に特化した対応である、堤防修築や河道改変工事について考察した。第一章では特に堤防修築に関する規定である管繕令近大水条を検討し、堤防修築には通常修理と緊急修理の二つのケースがあったことを指摘した。さらに緊急修理の場合には、使役する人夫の数に応じて、「先役後申」と「且役且申」の別があったことも推測した。また、近大水条の通常修理と緊急修理を実例に当てはめた場合、河川決壊への具体的対応として、堤防修築が行われるのは、ほぼ八世紀後半から九世紀初期に限定されること、九世紀半ば以降になると、京・畿内にはほぼ集中し、洪水や堤防決壊の起こったことを記すのみになる、という傾向がうかがえる。その中でも緊急の修築は、荒玉河・長瀬川の堤防決壊・即時修築に代表されるように、八世紀後半、特に天平宝字年間に集中していることがその傾向として見られた。この傾向は堤防修築に限らず、地方における大規模な河道の変更・改修工事にも見られるのである。すなわち、第二章で取り上げた毛野川と鵜沼川の例はいずれも八世紀後半、毛野川の例は天平宝字年間に端を発している。鵜沼川は天平宝字年間より少々下るが、神護景雲年間のことであるので、いわゆる「四字年号時代」にこれらの工事が集中して見られることは注目に値する。天平感宝（七四九）から神護景雲三年（七六九）にいたる「四字年号時代」は、地方財政が最も充実していたとされ、その背景として地溝・耕地開発や地方行政の整備があった、と吉川真司氏は述べられている。裏を返せば、地方における河川の氾濫・堤防決壊という「危機」に積極的に対応しようという態度

を示し、実行したからこそ、地方財政の充実につながったと言えるのではなからうか。その態度を表明したものと
して、『続日本紀』天平宝字七年（七六三）九月庚子朔条に象徴的な文言が見られる。この勅に、「二旬亢旱。致三
無_レ水苦。数日霖雨。抱_レ流亡嗟。此者国郡司等使_レ民失_レ時。不_レ修_レ堤堰_レ之過也。」とあるように旱魃や水害は国
郡司が堤や堰の修築を怠ったためである、と責任の所在を国郡司、特に「自_レ目_レ已上悉遷替」とあることから国司
に求めている。このような態度の表明と、実際の堤防修築・河川工事記事が同時期に出ているのは偶然ではないだ
ろう。

一方で、九世紀半ば以降になると、ほとんど京・畿内に集中し、洪水や堤防決壊の起こったことを記すのみにな
るのは、第二章の広野河事件に象徴されるように、律令国家の権力が地方にまで浸透しなくなっただけとまさに合
致するのである。ただし、九世紀以降、「防鴨河使」や「防葛野河使」、「検河内國水害堤使」など京畿内には河川
氾濫に対する対策が取られていたことがうかがえる史料が散見する。京畿内の対応と地方への対応が共通するの
異なるのか等について検討できなかったが、それは今後の課題として、ひとまず稿を締めくくることがしたい。

（注）

- （1） 早川庄八「律令国家・王朝国家における天皇」（『日本の社会史』三 権威と支配 岩波書店 一九八七）。ただし、日本で受
容された「天」の思想は天命思想本来の「天」とは乖離したものであったと指摘されている。すなわち、光仁・桓武以前は天武
直系の天皇を、桓武以降は天智を宗祖とし、光仁を始祖とする天皇を擁護し、絶対化する論理として機能していたという。
- （2） 東野治之「飛鳥奈良朝の祥瑞災異思想」（『日本歴史』二五九 一九六九）
- （3） 松本卓哉「律令国家における災異思想―その政治批判の要素の分析―」（『黛弘道編』『古代王権と祭儀』吉川弘文館 一九九〇）
- （4） 松本氏註（3）論文。
- （5） 拙稿「日本古代の「危機管理」と律令国家―八世紀「賑恤」・「賑給」を中心として―」（『専修史学』四十四 二〇〇八）、「日

- 本書紀」における「賜」に関する一考察」（『専修史学』四十八 二〇一〇）
- (6) 災異思想の完成者である前漢の董仲舒は、「常ならざる変」のうち、小さいものを「災」、大きいものを「異」と定義し、災と異は程度の差にすぎないものとした。その後、後漢になると、讖緯思想の影響をうけて予占の性格が盛り込まれる。すなわち災は行為の結果現れる譴責、異は事に先んじて発する怪（異）と定義されるようになった。（日原利国「災異と讖緯——漢代思想へのアプローチ」同著『漢代思想の研究』研文出版 一九八六 初出一九七二）
- (7) 『日本書紀』仁德十一年四月戊寅朔甲午条・同年十月条、『古事記』仁德天皇段には、「又役秦人作茨田堤及茨田三宅」とある。
- (8) 『古事記』仁德天皇段、『日本書紀』仁德天皇十年十月条に、「聖帝」と称されている。
- (9) 吉井巖氏は、『日本書紀』仁德十一年十月条の茨田堤築造伝承は、『日本書紀』成立に近い時期であると指摘されている（吉井巖「茨田連の祖先伝承と茨田堤築造の物語」同著『天皇の系譜と神話』二 塙書房 一九七六 初出 一九六九）。茨田堤築造年代については、角林文雄「難波の堀江・茨田堤・恩智川」（横田健一編『日本書紀研究』十 塙書房 一九七七）は、これらの工事は巨大古墳の築かれた時期に行われたとされ、仁德朝を中心とする五世紀前期を治水事業の大きな画期としている。また、表口喜嗣「茨田堤に関する二・三の問題」（横田健一先生古希記念会編『文化史論叢』上 創元社 一九八七）も、『日本書紀』仁德紀の記載をすべて史実とすることはできないが、一連の治水事業が仁德朝からそう遠く離れた時代ではないと推測されている。
- (10) 令の番号は、日本思想体系『律令』（岩波書店 一九七六）の番号に従った。以下も同じ。
- (11) 『令集解』の伴説が引く『爾雅』によれば「河渠并一千七百。一川。」とあり、顧野王著の『玉篇』によれば、「渠亦川流也」とあるという。
- (12) 『日本後紀』延暦十八年（七九九）十一月甲寅（十四日）条など。近隣郡の稲を以て賑給したとする。
- (13) 『類聚国史』卷八三 免租税 大同二年正月辛丑（十二日）条、『続日本後紀』承和四年三月庚午（七日）条、『日本文徳天皇実録』斉衡元年二月庚午（十五日）条など。
- (14) 『日本後紀』大同元年八月甲子（四日）条、『同』大同三年十二月丙子（二十九日）条によれば、特に被害の大きかった地域は結果的に未納分が免除されたことが分かる。
- (15) 山本祥隆氏「借貸考——律令地方支配の一側面——」（『続日本紀研究』三八五 二〇一〇）によれば、借貸とは、原則的に「借貸」

「賒貸」「貸与」「貸」「假貸」「稟貸」など「貸」字を含む用語で表記された、無利息貸与のことであると定義される。『続日本紀』神龜三年（七二六）十二月丁卯（二十四日）条、『日本後紀』延暦二十三年五月丙申（二十三日）条などが水害に対する借貸の例としてあげられる。

(16) 賦役令37雜條条古記に「近河及大水有堤防之処。」とある。唐令でも、「諸近河及大水」となっており、「河」と「大水」が区別されていた。したがって、大宝令は、唐令を踏襲しており、養老令に至って「河」を削ったと考えられる。これは唐令の意味する「河」にあたるものが日本には存在しないためであり、また「近大水」だけで充分内容を表現できるとの判断からであり、適用対象を変えたとはまでは考えられない、と指摘されている。（亀田隆之「用水関係律令諸条文の検討」（『日本古代用水史の研究』吉川弘文館 一九七三））

(17) 亀田氏前掲註（16）論文

(18) 凡奉詔勅。及事經奏聞。雖已施行。驗理灼然不便者。所在官司。隨事執奏。若軍機要速。不可停廢者。且行且奏。（下略）

(19) 日本思想体系「律令」の補注は、養老雜令17訴訟条に「凡訴訟。起十月一日。至三月卅日檢校。以外不合。若交相侵奪者。不在此例。」とあるのを、古記の編者が採った可能性も指摘している。

(20) 「職宜承知早速修造。」とあることから、この官符が下達された後に修築が行われたと考えられる。つまり、実際に修築が開始されるのは、三月一日以降であろう。『令集解』賦役令雇役丁条私案によれば、三月一日から要月に当たりますが、官符が二月三十日という、閉月の最終日に下されたことから考えて、実際の修築開始より修築すべき命が下った日が重要であったと考えられる。(21) 『続日本紀』宝龜三年八月是月条に、八月中の大風雨により、河内国茨田堤・泷川堤・志紀郡の堤が決壊した記事があるが、佐保川の堤については記述はない。ただ、この時の大風雨の影響で急を要するほどではないものの、佐保川堤防に修繕が必要となり、閉月を待って、今回の修築が指示された可能性もある。

(22) この五〇〇人に関して、延べ人数（単功）なのか、一日あたりの使役人数なのか、『令集解』で議論がある。

(23) 『続日本紀』靈龜元年（七二五）五月乙巳（二十五日）条

(24) 『静岡県史』通史編一（静岡県 一九九四）。なお、同書によれば、この時に築かれた堤防は、現在静岡県浜松市浜北区（旧浜北市）に痕跡を残す「天宝堤」だとされている。

(25) 『続日本紀』靈龜元年（七二五）五月乙巳（二十五日）条

- (26) 『続日本紀』神龜三年(七二六)十二月丁卯(二十四日)条
- (27) 前掲註(24)書
- (28) 国史大系本では「小塩郷小嶋村」となっているが、新日本古典文学大系『続日本紀』四(岩波書店 一九九五)以下、「新古典本」と表記する。は「少塩郷少嶋村」となっている。これは、国史大系は谷森本、新古典本は蓬左文庫本をそれぞれ底本としていることによる異同であると考えられる。当該部分の異同で記事の内容が大きく変動することはないので、本稿では基本的に新古典本に従い、「少塩郷少塩村」と表記する。
- (29) 『続日本紀』天平宝字二年七月癸酉(三日)条
- (30) 亀田隆之「毛野川の修宮工事」(『日本古代治水史の研究』吉川弘文館 二〇〇〇) 初出一九九四)
- (31) 主なものとして、亀田氏註(30)論文、関幸彦「古代東国『開墾説話』をめぐる諸問題」(『地方史研究』二〇七 一九八七)、『八千代町史』通史編 八千代町 一九八七、『結城市史』四 結城市 一九八〇などがあげられる。
- (32) 「平成27年9月関東・東北豪雨」により発生した鬼怒川の決壊に伴う洪水において、被害が甚大であった地域として、茨城県常総市役所より約25km上流に位置する。なお、「平成27年9月関東・東北豪雨」の被害状況に関しては、国土交通省 関東地方整備局「平成27年9月関東・東北豪雨」に係る洪水被害及び復旧状況等について(二〇一六年一月二十九日、http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000639863.pdf、二〇一六年八月二十五日閲覧)を参照した。
- (33) 新古典本の校異補注によれば、蓬左文庫本、東山御文庫所蔵本、高松宮本傍書は、「川田郷」とする。一方、吉田兼右本、谷森本、高松宮本は「川曲郷」に作る。国史大系本も「川曲郷」とする。上掲の新古典本の補注によれば、「川田」は「川曲」の誤記である可能性も指摘されている。本稿は註(28)でも述べたように、『続日本紀』の本文は基本的に新古典本を使用するので、本文でも便宜的に「川田郷」と表記する。
- (34) 関氏前掲註(31)論文、同「八千代町史」
- (35) 前掲註(31)『結城市史』
- (36) 亀田氏前掲註(30)論文
- (37) 『続日本紀』天平宝字元年六月壬辰(十六日)条。ただし、この記事によれば、紫微少弼と兼官であった。そのため、実際には常駐していなかった可能性が高い。亀田氏註(30)論文によれば、介の報告を中央でうけ、任国での政治について指示す

ることがあったのではなからうか、としている。

(38) 『続日本紀』天平宝字二年六月丙辰（十六日）条

(39) 天平勝宝元年には紫微大忠に補されたのをはじめ、中衛少将・春宮大夫・右京大夫を歴任していることから、仲麻呂の権力確立期には仲麻呂与党であったと考えられる。天平宝字九年の年藤原仲麻呂の乱に座し、多嶺島守に左遷された。

(40) 関氏註（31）論文。鬼怒川の旧河道で洪水に最も弱い場所は、下流南端の湾曲部、八町―前田―川尻―袋―桐ヶ瀬の部分であり、ここが決壊すると、岡田四郷のうち大方郷・手向郷の口分田は壊滅したと指摘されている。よって、史料の「一郡口分二千餘田」は、岡田郡を中心としているという。

(41) 『続日本紀』に下総守任命記事はない。『同』神護景雲元年七月丁巳（十日）条に、「従四位上藤原朝臣是公為（内豎）大輔。

左衛士督・下総守如故。」とあること、天平神護元年九月戊申（十九日）条の左衛士督任命時には下総守との兼官は見られないことから、天平神護元年九月以降、神護景雲元年七月以前に下総守となったことが推測できる。

(42) 『続日本紀』天平神護二年三月辛巳（二十六日）条

(43) 林陸朗・鈴木靖民編『復元天平諸国正税帳』現代思潮社 一九八五。なお『岐阜県史』通史編古代（岐阜県 一九七二）は、この断簡を葉栗郡または海部郡と推測しているが、その根拠は記されていない。

(44) たとえば、註（43）『復元天平諸国正税帳』では、当該部の頭注に、弘仁二年の池溝料との関連を指摘し、通常の修築と理解されているようであるが、詳述はされていない。また、『愛知県地名』（日本歴史地名大系23平凡社 一九八一）では、木曾川氾濫の一例として天平六年の正税帳を取り上げている。亀田氏は「両国の国司をして絶えず治水あたらせていた」例として本史料を取り上げるのみである（亀田隆之「用水をめぐる郡司の動向」『日本古代用水史の研究』吉川弘文館 一九七三 初出 一九六一）。

(45) この時の地震に対しては、同月癸卯（十二日）に、畿内七道諸国の地震の被害を被った神社を検看する使が遣わされ、同月子（二十一日）には、京畿内の疾苦を問わしめるなど、相次いで対応がなされている。この後、七月辛未（十二日）には大赦も行われた。この「地震状」は、四月十六日に以前に伯耆国へ到着し、この日、出雲国へ發送されている。この地震状について、平川南氏は、同月癸卯条の措置に対するものと指摘されている（『出雲国計会帳・解部の復原』同『漆紙文書の研究』吉川弘文館 一九八九所収 初出一九八四）。鐘江宏之氏は、平川氏の見解に対して、遣使の場合には使者が文書を携行する可能性が高く、本「地震状」は通送されていることから、十二日より前に発行された、ものであらうとしている。

- (46) 『続日本紀』神護景雲三年（七六九）八月甲辰（九日）条
- (47) 国府・国分二寺ともに中嶋郡にあった。
- (48) 『続日本紀』養老五年正月甲戌（二十七日）条によれば、惠我宿祢国也・河内忌寸人足・堅部使主石前・賈受君・胸形朝臣赤麻呂が「解工」として、緋・絲・布・鍬が賞賜されている。
- (49) 『続日本後紀』承和四年三月庚午（七日）条・『日本文徳天皇実録』斉衡元年二月庚午（十五日）条
- (50) 『日本三代実録』貞観七年（八六五）十二月二十七日条
- (51) 『日本三代実録』貞観八年七月二十日条
- (52) 亀田氏註（44）論文
- (53) 亀田氏註（44）論文、佐藤宗諱「前期摂関政治」の史的位置（同著『平安前期政治史序説』東京大学出版会 一九七七）初出一九六七）、福岡猛志「八、九世紀における農民の対国衙抗争について」（『歴史評論』二〇三 一九六七）、註（43）『岐阜県史』など。
- (54) 「律令体制の展開と列島社会」（上原真人・白石太一郎・吉川真司・吉村武彦編『古代史の流れ』（列島の古代史 ひと・もの史））（18）岩波書店 二〇〇六）